



## 道州制特区(3)

常任理事・情報広報部長 中川俊男

今号は全3回にわたる道州制特区の最終回です。第1回では道州制の定義を、第2回では「上書き権」と「北海道特例」を取り上げました。最終回では、国、政党、他地域の取り組みについて解説します。

### 全国的な取り組みがあるのですか：

北海道は道州制を特区として先行実施することを政府から求められていますが、北海道以外でも「北東北」(青森、秋田、岩手)、「首都圏連合」(東京、千葉、神奈川、埼玉)、「関西」(8県)などの8地域で道州制に向けた検討が行われています。北海道からの提案が不調に終われば、他地域の提案が採用される可能性も否定できません。

### 政権交代があるとどうなるのですか：

自民党は昨年の総選挙の際に出された政権公約に道州制の導入を明記し、民主党も同時期の Manifesto で「小さな政府にともなう道州制の導入」を提言しています。また、経済界でも関西経済連合会、経済同友会、西日本経済協議会が導入へ積極的な動きを見せています。これらの状況から考えれば、小泉政権が他の与党政権になったとしても、また民主党が政権を奪取したとしても、市町村合併と同様に道州制への流れは変わらないと思われます。

### 新たな法律を制定するのですか：

規制改革を主眼とした構造改革特区ではなく、行政改革中心の道州制特区は新たな法制

が必要になります。5月26日に自民党の道州制推進議員連盟では道州制導入基本法案を策定していますが、この内容で注目されるのは内閣府に設置する「道州制導入委員会」です。この委員会は、内閣総理大臣によって任命される見識者7名(以内)で構成されます。委員会は導入計画作成のための具体的指針を総理に勧告し、施策の実施状況について意見を述べるという機能を持ちます。

### 北海道の特色を出すことができるのですか：

広い面積と特色ある資源を活用する「脱均衡ある郷土の発展」がキーワードです。今後、北海道が国から求められる自立した経済産業活動を確立するためには、全国一の温泉地数、自給率100%という有利な食料事情、そして全国の26.3%を占める海面漁業・養殖業生産量などを有効利用し、欠点と言われてきた国土の22.1%を占める広大な面積をも利点として活用することが必要となるでしょう。

### 道州制下での医療はどうなるのですか：

現在のところ、内閣府に提出された北海道の案には、医師数の算定や自治体病院病床基準以外に新たな医療についての言及はありませんが、道民医療の質の低下や提供体制に不都合が生じないように、今後道州制特区構想の導入内容について、医師会が警戒感をもって注目し提言してゆくことが必要だと思います。